

ご注意下さい

最近、コンサル業務の簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式による手続きにおいて、参加表明書等提出時における提出書類及び添付書類一覧表のうち、「必ず提出が必要となる書類」或いは「該当する場合に必ず提出する書類」の添付がないために、参加資格なしとなる事例が多く見受けられます。

各事業者様におかれましては、参加表明書の提出の際には、今一度、添付書類に漏れがないかご確認下さいますよう、よろしく申し上げます。

《欠格となった事例》

○様式－４ 参加表明者の同種又は類似業務等実績 の資料不足
(設計共同体により業務を実施する場合、参加表明者の業務実績資料を作成するにあたっては、構成員を含む全ての者について、様式－４にて資料作成する必要があります。)

○様式－５ 業務実施体制 が未提出
(再委託の有無を確認するため、再委託がない場合であっても様式－５の提出は必要となります。)

○同種研究又は類似研究の実績を証明する書類 が未提出
(研究実績を証明する書類として、発表論文の写し等が必要となります。)